

証券コード 7353
2021年3月4日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番13号
K I Y O ラーニング株式会社
代表取締役社長 綾 部 貴 淑

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、株主の皆様におかれましても、株主総会会場への当日のご来場はお控えいただくことを推奨しております。その場合には、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- | | | |
|-----------------|---|--|
| | | 記 |
| 1. 日 | 時 | 2021年3月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区紀尾井町1-2 東京ガーデンテラス紀尾井町内
赤坂プリンスクラシックハウス ロイヤル・ルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第11期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役4名選任の件 |
| 第2号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、ご自身の体調をご確認のうえ、必ずマスクの着用をお願いいたします。なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://kiyo-learning.com/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

## 事業報告

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社は創業以来「学びを革新し、誰もが持っている無限の力を引き出す」というミッションのもと、人間が本来持っている能力を最大限に引き出す支援をするのが私たちの使命と考えております。

世の中の変化のスピードは早く、個人、組織に求められているのは、学習を通じて変化に適応し、変化をチャンスとしてとらえ、活かすことです。学習は、単なる「勉強」ではなく、人や組織が今までできなかったことをできるようにする手段であると考えております。そのために「学び」という人間にとって必要不可欠なことをテクノロジーによって革新し、人や組織の成長を支援してまいります。

また、「世界一『学びやすく、わかりやすく、続けやすい』学習手段を提供する」というビジョンのもと、個人向け事業である資格取得支援サービス「スタディング」、法人向け教育事業である社員研修クラウドサービス「エアコース」を展開しており、これからの時代に求められる「学び」についての各種サービスを提供することで、人材育成の新たなスタンダードになるべく事業展開をしていきます。

当事業年度につきましては、個人向け事業においては、前年に引き続きスタディング講座の新規開発や既存講座の改訂、及びサービス内容や品質の向上等に注力してまいりました。講座ラインナップにつきましては、新たに開講した「TOEIC®TEST」、「貸金業務取扱主任者」を加えた全27講座となり、従来までの講座カテゴリの充実に加え、新たに「語学」カテゴリを展開しております。また、2020年5月にはAI（機械学習）を活用し、個人別に最適化された学習プランを作成する機能「AI学習プラン機能（ベータ版）」を中小企業診断士講座においてリリースしました。同機能は、大量の受講者の学習履歴データを活用することで、受講者が最も試験の予測得点が高くなる学習プランを作成します。また、AIがレッスン毎に得点予測モデルを生成するため、従来より精度の高い学習計画を立てることが可能となりました。当社のKPIである累計有料会員数（ユニーク数）も順調に伸長しており、2020年11月には9万人を突破しました。累計有料会員数（ユニーク数）については順調に伸び続けており、現金ベース売上についても好調に推移し、今後の発生ベース売上となる前受金の積み上げに寄与することに

なりました。今後につきましても、サービス機能充実・新規講座のラインナップ拡大を実施していく方針です。

法人向け事業につきましても、社員教育クラウドサービス「エアコース」の拡販や動画制作等の新規案件の受注獲得に向けた営業活動を積極的に行ってまいりました。エアコースにおいては、リリースした主な新機能として、2020年4月に大規模企業向けにユーザ管理業務の効率化を実現する「組織階層機能」を、2020年8月には受講者の個々の考えを把握し、個別フィードバック・指導が可能となる「提出課題」機能をリリースしております。また、受け放題となる社員教育研修コース開発にも注力し、新たな動画研修講座のリリースを積極的に行い、2020年12月現在では151コースの動画研修講座が受け放題となりました。また、更なる事業の拡大に向け、積極的に人材採用を行い、法人事業の強化をはかってまいりました。

このような状況のなか、当事業年度の経営成績は、1,522,588千円（前年同期比82.3%増）となり、営業利益は172,473千円（前年同期は149,504千円の営業損失）、経常利益は158,700千円（前年同期は150,375千円の経常損失）、当期純利益は165,610千円（前年同期は150,665千円の当期純損失）となり、前年同期比で大幅な改善となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は49,141千円で、その主なものはサービス内容の拡充と売上拡大に繋がる新たなシステム開発のため、主にソフトウェアのために44,737千円であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、2020年7月15日をもって東京証券取引所マザーズ市場へ上場するにあたり、公募増資により300,000株の新株式を発行し634,800千円の資金調達を、上場に伴う第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出し）により51,000株の新株式を発行し107,916千円の資金調達を、2020年8月3日に新株予約権の行使により250千円の資金調達をそれぞれ実施しました。

また、2020年12月30日に本社移転に伴う新オフィス敷金支払資金の充当のため、取引金融機関より長期借入金として50,000千円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 第 8 期<br>(2017年12月期) | 第 9 期<br>(2018年12月期) | 第 10 期<br>(2019年12月期) | 第 11 期<br>(当事業年度)<br>(2020年12月期) |
|-------------------------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                 | 360,766              | 609,137              | 835,264               | 1,522,588                        |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (千円)         | △101,441             | △211,136             | △150,375              | 158,700                          |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (千円)     | △101,731             | △211,402             | △150,665              | 165,610                          |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損 失 ( △ ) (円) | △87.18               | △131.27              | △81.66                | 82.61                            |
| 総 資 産 (千円)                                | 250,220              | 611,467              | 757,351               | 2,194,869                        |
| 純 資 産 (千円)                                | △110,419             | 221,177              | 70,512                | 979,088                          |
| 1株当たり純資産 (円)                              | △84.81               | 119.88               | 38.22                 | 445.65                           |

(注) 当社は、2020年4月11日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。

第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり当期純損失、及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 安定的な収益基盤の強化

当社は、今後の持続的な成長を実現するためには、安定的な収益基盤の確保と強化が必須であると考えております。主力の個人向け資格取得事業については、既存講座の内容の改良や、学習システムの強化等を行い、継続的な収益を確保しつつ、販売効率の改善等による収益力の強化を進めてまいります。また長期的視点に基づき、収益性の高い新たな講座を開発するなど安定的な事業基盤の確立を目指します。法人向け研修教育事業についても、受け放題研修コースのラインナップ充実、エアコースの各種機能開発に伴うプロダクトの強化、Webによる集客やWeb商談を中心とした販売力の強化等を引き続き進めてまいります。

#### ② 収益源の多様化

当社の売上高は、個人向け資格取得事業が大半を占めております。個人向け資格取得事業は順調に伸長しており、また今後も資格取得市場がWeb講座にシフトする構造変化に伴い、当社サービスの優位性を明確にした差別化戦略を実行していくことで十分な成長余力があると考えております。一方で、中長期の経営戦略として考えると、個人向け資格取得事業における資格ごとの減衰や季節要因等のリスクを低減する必要があります。そのため、2018年12月期に法人事業部を立ち上げ、法人向け教育事業を本格的に開始いたしました。法人事業部では、企業にニーズの高い社員教育クラウドサービスの販売を軸に、動画制作サービスや、資格講座など関連サービスの販売などを推進してまいります。さらに、社員教育クラウドサービスの競争力を高めた上で、将来的には日本国内だけではなく世界中に事業展開していきたいと考えております。エアコースでは海外現地法人を持つ企業向けに英語版のUI（ユーザーインターフェース）も提供を開始しており、現地法人の利用実績を基にした改善や競争力の強化をした上で、段階的に海外展開を進めてまいります。

#### ③ 技術革新への投資

当社は「世界一『学びやすく、わかりやすく、続けやすい』学習方法を提供する」というビジョンの実現のため、IT技術を駆使した教育サービスを展開してまいります。そのため、最新の技術を取り込んだサービスの機能強化、機械学習を使い個別最適化した学習方法の提案など、人や組織がより効率的に学習できるようなサービスや機能の開発に投資を行い、競争優位性を高めることで長期的な成長を目指します。

④ 優秀な人材の確保及び育成

「学びを革新し、誰もが持っている無限の力を引き出す」というミッションに共鳴する優秀な人材を適時採用するとともに、持続的な成長を支える人材の育成を強化してまいります。また、当社の事業領域において市場リーダーシップを構築していくため、新しい顧客価値を創造できる次世代を担うリーダーの育成にも注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

| 事業区分            | 事業内容                                   |
|-----------------|----------------------------------------|
| e-learning・教育事業 | ビジネスパーソン向け教育コンテンツおよび教育サービスの企画、制作、販売、運営 |

(6) 主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

|    |         |
|----|---------|
| 本社 | 東京都千代田区 |
|----|---------|

(7) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

| 事業区分            | 使用人数     | 前事業年度末比増減 |
|-----------------|----------|-----------|
| e-learning・教育事業 | 30 (3) 名 | 4名増 (0名増) |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 62,507千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 39,158   |
| 第一勧業信用組合     | 14,556   |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年7月15日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 7,380,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,197,000株 |
| (3) 株主数      | 1,240名     |
| (4) 大株主      |            |

| 株 主 名                                                 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------|-------|---------|
| 綾 部 貴 淑                                               | 913千株 | 41.6%   |
| 株 式 会 社 M S - J a p a n                               | 148   | 6.7     |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行<br>( 信 託 口 )                | 133   | 6.1     |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC<br>I ( F E S - A C ) G | 128   | 5.8     |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行<br>( 証 券 投 資 信 託 口 )        | 69    | 3.2     |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社<br>( 信 託 口 )      | 65    | 3.0     |
| 丸 谷 和 徳                                               | 60    | 2.7     |
| フ リ ー ビ ッ ト イ ン ベ ス ト メ ン ト 株 式 会 社                   | 48    | 2.2     |
| 株 式 会 社 マ イ ナ ビ                                       | 48    | 2.2     |
| BBH (LUX) FOR FIDELITY<br>FUNDS-JAPAN AGGRESSIVE      | 46    | 2.1     |

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2020年2月28日開催の取締役会決議により、2020年4月11日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は7,360,000株、発行済株式の総数は1,843,155株増加しております。
- ② 2020年7月15日付での東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴う公募増資により、発行済株式総数は300,000株増加しております。
- ③ 2020年8月3日を行使日とするストックオプションの行使により、発行済株式総数は1,000株増加しております。
- ④ 2020年8月17日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資により、発行済株式総数は51,000株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                                |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                                   | 第 2 回 新 株 予 約 権                          |
|------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                     | 2015年11月30日                                       | 2017年12月4日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                     | 2個                                                | 3個                                       |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 2,000株<br>(新株予約権 1 個につき 1,000株)              | 普通株式 3,000株<br>(新株予約権 1 個につき 1,000株)     |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                               | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                      |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 250,000円<br>(1 株当たり 250円)            | 新株予約権 1 個当たり 625,000円<br>(1 株当たり 625円)   |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                     | 2017年12月1日から<br>2025年11月30日まで                     | 2019年12月19日から<br>2027年12月18日まで           |
| 行 使 の 条 件                                      |                     | (注) 1                                             | (注) 1                                    |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 2個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 1名<br>(注) 2 | 新株予約権の数 3個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 1名 |

|                        |                   | 第3回新株予約権                    |                       |
|------------------------|-------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2019年3月26日                  |                       |
| 新株予約権の数                |                   | 30個                         |                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式<br>(新株予約権1個につき         | 30,000株<br>1,000株)    |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない         |                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)       | 1,000,000円<br>1,000円) |
| 権利行使期間                 |                   | 2021年4月2日から<br>2029年4月1日まで  |                       |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                       |                       |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 30個<br>30,000株<br>3名  |

- (注) 1. 権利行使時においても、原則として当社の取締役もしくは使用人であることを要するものとする。  
 2. 取締役就任前に付与されたものであります。  
 3. 社外取締役に新株予約権を付与しておりません。  
 4. 2020年4月11日付で行った1株を1,000株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                   |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 綾 部 貴 淑 | 特定非営利活動法人 日本イーラーニングコンソシアム 理事                                                                              |
| 取 締 役     | 島 田 慶 生 | スタディング事業部長                                                                                                |
| 取 締 役     | 秦 野 元 秀 | 管理部長                                                                                                      |
| 取 締 役     | 高 尾 廣 明 |                                                                                                           |
| 常 勤 監 査 役 | 望 月 求   |                                                                                                           |
| 監 査 役     | 湯 浅 奉 之 | 湯浅公認会計士事務所 代表<br>株式会社ディビジョンコンサルティング 代表取締役<br>株式会社エイトレッド 社外監査役<br>ジャパンマシナリー株式会社 社外監査役<br>株式会社トラストリッジ 社外監査役 |
| 監 査 役     | 佐 藤 未 央 | 株式会社イーゲル 社外取締役<br>A. 佐川法律事務所 パートナー弁護士                                                                     |

- (注) 1. 取締役高尾廣明氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役望月求氏、監査役湯浅奉之氏及び監査役佐藤未央氏は、社外監査役であります。
3. 監査役湯浅奉之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐藤未央氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役高尾廣明氏、常勤監査役望月求氏、監査役湯浅奉之氏、監査役佐藤未央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(1) | 37,320千円<br>(1,440) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 7,800<br>(7,800)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7<br>(4)  | 45,120<br>(9,240)   |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年8月10日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年8月10日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役湯浅奉之氏は、湯浅公認会計士事務所の代表、株式会社ディシジョンコンサルティングの代表取締役、株式会社エイトレッドの社外監査役、ジャパンマシナリー株式会社の社外監査役、及び株式会社トラストリッジの社外監査役であります。湯浅公認会計士事務所、株式会社ディシジョンコンサルティング、株式会社エイトレッド、ジャパンマシナリー株式会社、株式会社トラストリッジとの間に特別な関係はありません。

社外監査役佐藤未央氏は、株式会社イーゲルの社外取締役、A. 佐川法律事務所のパートナー弁護士であります。株式会社イーゲル、A. 佐川法律事務所との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                          |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 高 尾 廣 明 | <p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>財務及び会計に関する知識が深く、長年に渡る豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p>                           |
| 監査役 望 月 求   | <p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>長年に渡りIT企業での事業管理等に携わり、経営視点での豊富な実務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。</p> |
| 監査役 湯 浅 奉 之 | <p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。</p>             |
| 監査役 佐 藤 未 央 | <p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。</p>               |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 17,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,800千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、新規上場申請に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、社会倫理、法令、定款および各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。

(運用状況)

当社は、「企業行動規範」を策定し、これに基づき、全役職員は、法令、社会規範および社内規則を遵守し、倫理・コンプライアンスの徹底を図りながら企業活動を行い、社会貢献に努めている。

全役職員の自主的な行動を促す、K I Y OラーニングWAYを定め、実践している。

- ② 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(運用状況)

職務の執行に関する社内規程類は整備され、定められた規程に従い業務を執行しており、規程類を全社員に公開し、周知している。規程類は法律改正、社会情勢等の変化に応じ、改訂されている。

- ③ コンプライアンスの状況は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）等を通じて取締役および監査役に対して報告されねばならない。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備および推進に努める。

(運用状況)

CR委員会を半期に1回開催し、コンプライアンス・リスク関連に関し、意見交換し、全社員への周知徹底を図っており、法令遵守について、全社ミーティング、社内グループウェア等で周知し、法令遵守の徹底に努めている。

- ④ 代表取締役社長直轄の内部監査担当を設置する。内部監査担当は各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、管理部を窓口として定め、適切に対応する。

(運用状況)

内部監査担当者設置済であり、内部監査担当者は内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得て、4部門の監査を年1回実施し、その結果を代表取締役社長に報告している。また、常勤監査役とは毎月定例ミーティングを開催し、監査役会との連携を図っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令および「情報システム管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存および管理する。

(運用状況)

情報の保存・管理については、関連規程整備、及びISMS認証取得等、情報セキュリティ体制を構築、整備し、適切に管理している。

- ② 取締役および監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(運用状況)

紙ベースの記録文書類は施錠付きキャビネで保管し、稟議書類はグループウェアのワークフローで管理されており、これらの文書は必要時に閲覧可能である。

また、他の重要情報もアクセス権限付きサーバーに保存管理し、アクセス権限者のみが閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティおよびシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

(運用状況)

リスク管理規程、個人情報保護規程、プライバシーポリシー、情報セキュリティ基本方針等関連規程を整備し、想定されるリスクに対処している。

- ② リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門責任者より取締役および監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社の対応は管理部が行うものとする。

(運用状況)

各部門のリスクが報告され、対処について検討が行われている。

- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のCR委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(運用状況)

災害発生時等の緊急事態発生時には、社内チャットで各自の安否情報を連絡することが決められている。

- ④ 内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し問題点の把握と改善に努める。

(運用状況)

内部監査担当が各部門の監査において、リスク管理の視点からの監査を行っている。

幹部社員を中心に定期的に行われる会議で経営リスクに関し課題の把握と改善に努めている。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針および年次予算を含めた経営目標の策定および業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

(運用状況)

4名の取締役により構成される取締役会は、取締役会規則に則り、適法性を確保している。当事業年度において取締役会は19回開催され、監査役3名を含めて7名全員が19回の全てに出席した。取締役は法令・定款に定められた事項及び重要な経営判断を要する事項に関して適切な意思決定を行っている。また、監査役は取締役会の適法性等運営状況を監視している。

- ② 取締役は代表取締役社長の指示の下、取締役会決議および社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。

(運用状況)

取締役は適正に自己の職務を執行している。

幹部ミーティングは会社経営に関する情報交換、協議等を活発に行っており、取締役の職務執行に有効に機能している。

- ③ 各部門においては、「職務権限規程」および「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化をはかることで、迅速性および効率性を確保する。

(運用状況)

「職務権限規程」、「業務分掌規程」に基づき、職務が遂行されている。

「職務権限規程」に基づく決裁フローとして、ワークフローの仕組みがある。決裁手続きは迅速、かつ適切に行われている。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査する。  
② 監査役および内部監査担当は、取締役および使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

(運用状況)

当社は現在、親会社及び子会社等を有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程等を策定し、これに則り、当社を中核とした企業グループ全体の健全な発展を図り、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。当社は当該使用人に対し監査役の指示に従う旨を通知するとともに、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。  
② 当該使用人の人事異動については監査役の事前同意または事前協議を要することとする。

(運用状況)

会社の規模等から補助使用人を置いていないが、監査役が活動するにあたっての補助体制は問題ない。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助使用人を置くことが出来る。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役、部門長等は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を確保する。

(運用状況)

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助使用人に対する指揮権は監査役に移譲されたものとし、周知徹底する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができることとする。

(運用状況)

監査役は取締役会、幹部ミーティング、各部署の定例会議、全体会議（通称朝会）に出席し、必要に応じ発言している。

稟議書、契約書類及び中期計画、予算書等重要な文書を閲覧し必要に応じ説明を求めている。

- ② 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(運用状況)

法定事項、業務上の重大事項等は取締役会、管理部定例会議で報告を受けている。また、緊急時は会議体以外の場合でも報告を受ける体制になっている。

内部監査担当者とは、毎月定例ミーティングを開催し、内部監査実施状況等を聴取し、監査役からも監査活動状況を説明している。

内部通報制度による通報情報は「内部通報規程」で監査役にも報告することが定められている。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。

(運用状況)

内部通報窓口として、取締役1名、監査役2名が設置されており、「内部通報規程」で不利益な取扱いをしてはならないと、定めている。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が監査役および補助使用人の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、担当部署において審議の上、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理をすることとする。

(運用状況)

監査役の職務の執行に係る費用については、その費用が監査役の職務の執行に必要なものと認められたものを除き、会社が負担している。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

(運用状況)

常勤監査役は内部監査担当者と定例ミーティングを毎月1回開催し、情報共有を図るとともに、必要な意見交換を行っている。また、その内容は常勤監査役より監査役会で報告され、非常勤の社外監査役とも情報共有している。

- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど必要な連携を図ることとする。

(運用状況)

四半期に一度、三様監査連絡会を開催し、会計監査人および内部監査担当者との連携を図っている。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 内部統制システム構築の基本方針および別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

(運用状況)

財務報告に係る内部統制の基本方針を取締役会で決議している。

取締役会は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備および運用状況を監督、監視、検証している。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

(運用状況)

反社会勢力対応規程を制定し、社内に周知徹底している。

取引先企業、個人、団体等について、取引開始前に反社チェックを実施している。

- ② 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

(運用状況)

管理部が主体となり、他部門に対し反社会的勢力への対応方法等を指導している。

- ③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察および顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(運用状況)

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに賛助会員として入会し、外部機関とも連携を図っている。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在成長過程にありますので、更なる成長に向けた事業基盤の整備や事業の拡充、サービスの充実やシステム環境の整備等への投資に有効活用することが、株主に対する利益貢献につながると考え、創業以来無配としてまいりました。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針であります。現時点において配当の実施時期等については未定であります。

なお、当社は、会社法第459条の規定に基づき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議で行うことができる旨を当社定款に定めております。

# 貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)         |           |
| 流 動 資 産           | 1,943,404 | 流 動 負 債           | 1,140,515 |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,830,191 | 1 年 内 返 済 予 定 の 金 | 40,956    |
| 売 掛 金             | 20,780    | 長 期 借 入 金         | 75,206    |
| コ ン テ ン ツ 資 産     | 73,588    | 未 払 費 用           | 104,464   |
| 貯 蔵 品             | 343       | 未 払 法 人 税 等       | 39,987    |
| 前 払 費 用           | 11,164    | 前 受 り 金           | 815,518   |
| そ の 他             | 7,336     | 預 引 当 金           | 4,717     |
| 固 定 資 産           | 251,465   | 賞 与 引 当 金         | 7,500     |
| 有 形 固 定 資 産       | 20,537    | 移 転 費 用 引 当 金     | 12,471    |
| 建 物               | 15,917    | そ の 他             | 39,693    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 4,619     | 固 定 負 債           | 75,265    |
| 無 形 固 定 資 産       | 93,368    | 長 期 借 入 金         | 75,265    |
| 特 許 権             | 1,999     | 負 債 合 計           | 1,215,780 |
| 商 標 権             | 632       | (純 資 産 の 部)       |           |
| 著 作 権             | 4,186     | 株 主 資 本           | 979,088   |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 78,176    | 資 本 金             | 759,533   |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 8,373     | 資 本 剰 余 金         | 749,533   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 137,558   | 資 本 準 備 金         | 749,533   |
| 出 資 金             | 110       | 利 益 剰 余 金         | △529,977  |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 97,325    | そ の 他 利 益 剰 余 金   | △529,977  |
| 長 期 前 払 費 用       | 3,318     | 繰 越 利 益 剰 余 金     | △529,977  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 36,804    | 純 資 産 合 計         | 979,088   |
| 資 産 合 計           | 2,194,869 | 負 債 純 資 産 合 計     | 2,194,869 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2020年1月1日から )  
( 2020年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 1,522,588 |
| 売 上 原 価                 | 311,767   |
| 売 上 総 利 益               | 1,210,821 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,038,347 |
| 営 業 利 益                 | 172,473   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 13        |
| 受 取 配 当 金               | 0         |
| 受 取 手 数 料               | 611       |
| 業 務 受 託 料               | 960       |
| そ の 他                   | 98        |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 2,624     |
| 上 場 関 連 費 用             | 12,830    |
| そ の 他                   | 0         |
| 経 常 利 益                 | 158,700   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 158,700   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 29,894    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △36,804   |
| 当 期 純 利 益               | 165,610   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2020年1月1日から )  
( 2020年12月31日まで )

(単位：千円)

|                                     | 株 主 資 本 |           |             |                    |             |         | 純資産合計   |
|-------------------------------------|---------|-----------|-------------|--------------------|-------------|---------|---------|
|                                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金          |             | 株主資本合計  |         |
|                                     |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | そ の 他 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合計 |         |         |
|                                     |         |           |             | 繰 越 利 益<br>剰 余 金   |             |         |         |
| 当 期 首 残 高                           | 388,050 | 378,050   | 378,050     | △695,587           | △695,587    | 70,512  | 70,512  |
| 当 期 変 動 額                           |         |           |             |                    |             |         |         |
| 新 株 の 発 行                           | 371,358 | 371,358   | 371,358     |                    |             | 742,716 | 742,716 |
| 新 株 の 発 行<br>( 新 株 予 約 権<br>の 行 使 ) | 125     | 125       | 125         |                    |             | 250     | 250     |
| 当 期 純 利 益                           |         |           |             | 165,610            | 165,610     | 165,610 | 165,610 |
| 当期変動額合計                             | 371,483 | 371,483   | 371,483     | 165,610            | 165,610     | 908,576 | 908,576 |
| 当 期 末 残 高                           | 759,533 | 749,533   | 749,533     | △529,977           | △529,977    | 979,088 | 979,088 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### たな卸資産

##### ・コンテンツ資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～8年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ 移転費用引当金

本社移転にかかる費用に備えるため、現本社の地代家賃のうち移転予定日以後に負担すべき額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

**2. 会計方針の変更に関する注記**

該当事項はありません。

**3. 表示方法の変更に関する注記**

該当事項はありません。

**4. 会計上の見積りの変更に関する注記**

(資産除去債務の見積りの変更)

2021年4月に本社の移転を予定しており、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。また、原状回復義務として計上していた資産除去債務に関連した差入保証金について、償却に係る合理的な期間の短縮を行っております。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,094千円減少しております。

(耐用年数の変更)

2021年4月に予定している本社の移転に伴い利用不能となる建物について、耐用年数を移転までの期間に見直し、変更しております。これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,841千円減少しております。

**5. 追加情報**

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大について、今後の収束時期等を予測することは困難な状況にあり、当事業年度の財務諸表作成日現在においては、当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性は少ないものと想定しております。

このような状況のもと、現時点において入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の推移状況を注視してまいります。

## 6. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 18,316千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度<br>期 首 の 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>末 の 株 式 数 |
|-----------|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 普 通 株 式   | 1,845株                   | 2,195,155株             | 一株                     | 2,197,000株             |

(注) 発行済株式の総数の増加は、株式分割（1株につき1,000株の割合で分割）により1,843,155株、上場に伴う公募増資により300,000株、オーバーアロットメントによる第三者割当増資により51,000株、新株予約権の行使により1,000株を発行したことによるものであります。

## 8. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金（主に銀行からの借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引や投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、担当部署において取引相手先ごとの支払期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち68.4%が特定の大口決済代行事業者に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

|               | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|---------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金    | 1,830,191        | 1,830,191 | －       |
| (2) 売掛金       | 20,780           | 20,780    | －       |
| 資産計           | 1,850,971        | 1,850,971 | －       |
| (3) 未払金       | 75,206           | 75,206    | －       |
| (4) 未払費用      | 104,464          | 104,464   | －       |
| (5) 長期借入金 ※ 1 | 116,221          | 115,565   | △655    |
| 負債計           | 295,892          | 295,237   | △655    |

※ 1 長期借入金は、1年内返済予定の金額を含めております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

#### (3) 未払金 (4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分  | 2020年12月31日 |
|-----|-------------|
| 出資金 | 110         |

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 減価償却超過額               | 1,176千円    |
| 賞与引当金                 | 2,296千円    |
| 移転費用引当金               | 3,818千円    |
| 資産除去債務                | 1,297千円    |
| 未払事業税等                | 3,639千円    |
| 繰越欠損金                 | 181,206千円  |
| その他                   | 1,036千円    |
| 繰延税金資産小計              | 194,471千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △157,484千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △181千円     |
| 評価性引当額小計              | △157,666千円 |
| 繰延税金資産合計              | 36,804千円   |

## 11. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

| 種 類          | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引 内 容            | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期 末 残 高<br>(千円) |
|--------------|----------------|--------------------|----------------------|--------------------|--------------|-----|-----------------|
| 役員及び<br>主要株主 | 綾 部 貴 淑        | 被所有<br>直接 41.6%    | 当社代表取締役              | 著作権の譲渡<br>(注) 1    | 2,206        | －   | －               |
| 役 員          | 島 田 慶 生        | 被所有<br>直接 0.3%     | 当社取締役                | 新株予約権の<br>行使 (注) 2 | 250          | －   | －               |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額については、外部機関の算定評価額を基礎として、両者協議の上決定しております。  
2. 新株予約権の行使は、権利付与時の契約によっております。

## 13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 445円65銭  
(2) 1株当たり当期純利益 82円61銭

2020年2月28日開催の取締役会の決議に基づき、2020年4月11日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

## 14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 15. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

K I Y O ラーニング株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |     |       |
|--------------------|-------|-----|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 矢 治 | 博 之 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 井 | 広 幸 ㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K I Y O ラーニング株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を法令及び企業会計審議会等により公表された諸基準に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

K I Y Oラーニング株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 望 月 求 ㊟

社外監査役 湯 浅 奉 之 ㊟

社外監査役 佐 藤 未 央 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式<br>数 |
|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1         | あ や べ き よ し<br>綾 部 貴 淑<br>(1971年11月8日)  | 1996年 4 月 日本オラクル(株) 入社<br>2003年 1 月 (株)アイエイエフコンサルティング 入社<br>2010年 1 月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>特定非営利活動法人 日本イーラーニングコンソシアム<br>理事                                                                                                                                                                         | 913,000                   |
| 2         | し ま だ け い せ い<br>島 田 慶 生<br>(1973年7月9日) | 1996年 4 月 カップ・クリエイト(株) 入社<br>2005年 1 月 (株)F.デリカ得得 取締役<br>2006年 5 月 (株)エーエム・ピーエム・近鉄 取締役<br>2008年 8 月 (株)F.デリカ得得 専務取締役<br>(株)日向 社外取締役<br>2009年 2 月 合同会社リベルタス 代表<br>2013年12月 F.デリカカップ(株)（現：(株)ジャパンフレッシュ）取締役<br>2015年 9 月 F.T.E.C(株) 取締役<br>2016年 4 月 当社入社 スタディング事業部マネージャー<br>2017年 3 月 当社 取締役 兼 スタディング事業部長<br>（現任） | 7,000                     |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式<br>数 |
|-----------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3         | は た の も と ひ で<br>秦 野 元 秀<br>(1967年9月13日) | 1991年4月 泉証券(株) (S M B C日興証券(株)) 入社<br>2001年4月 (株)イーコンテクト (現：(株)デジタルガレージ) 入社<br>2004年2月 同社 経営企画本部 部長 兼 IPO準備担当<br>2006年9月 同社 取締役 兼 経営企画本部長 (IR担当)<br>2008年12月 (株)駅探 入社<br>2009年9月 同社 コーポレート部長 兼 IPO準備担当<br>2009年10月 同社 取締役 兼 コーポレート部長<br>2016年10月 (株)Gunosy 入社 経営管理部長<br>2018年4月 当社入社 管理部長<br>2018年6月 当社 取締役 兼 管理部長 (現任) | 5,000              |
| 4         | た か お ひ ろ あ き<br>高 尾 廣 明<br>(1949年9月12日) | 1973年4月 ソニー(株) 入社<br>1999年11月 ワーナー・ランバート・インク(株) 入社<br>2004年7月 (株)アクアマックス・ジャパン (現：(株)アクションコーポレーション) 入社<br>2005年8月 (有)ローヤルターフ・カンパニー 入社<br>2007年8月 エナックス(株) 入社<br>2009年1月 (株)駅探 常勤監査役<br>2019年6月 当社 社外取締役 (現任)                                                                                                             | —                  |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 綾部貴淑氏は、当社の創業者であり、設立より当社の代表取締役として会社全体の発展に寄与しております。従って、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者となりました。
- 島田慶生氏は、2017年3月に取締役に就任して以降、当社の主力事業であるスタディング事業の発展に貢献し、また、法人事業も含め事業全体のけん引役として、引き続き取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者となりました。
- 秦野元秀氏は、2018年6月に当社の取締役に就任して以降、当社の株式上場に際し大きな貢献をする等、取締役管理部長としての実績を重ね、会社全体の経営管理業務を執行しており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者となりました。

5. 高尾廣明氏は、財務及び会計に関する知識が深く、長年に渡る豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者となりました。同氏は社外取締役候補者であり、選任された場合独立役員として届出を行う予定です。また、同氏とは会社法第423条第1項の責任の限度額を法令が規定する最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本総会の終結の時をもって在任期間は2年となります。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                           | 略 歴<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| う え の か ず ひ ろ<br>植 野 和 宏<br>(1977年3月8日) | 2001年10月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人） 入所<br>2005年5月 公認会計士 登録<br>2006年1月 (株)フジテレビジョン 経理局経理課 入社<br>2009年9月 新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人） 入所<br>2019年4月 植野和宏公認会計士事務所開業 所長（現任）<br>2019年5月 (株)RSTANDARD 入社 シニアマネージャー（現任）<br>2019年7月 税理士登録<br>植野和宏税理士事務所開業 所長（現任）<br>2020年3月 (株)ギフトィ 監査役（現任）<br>2020年7月 E S ネクスト監査法人 代表パートナー（現任）<br>2020年10月 (株)Leagress 代表取締役（現任） | —                 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 植野和宏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 植野和宏氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての経験・見識が豊富であり、公認会計士としての高い専門的知見を監査に活かし、かつ客観的な立場から、当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。また、同氏は上場会社での監査役経験もあることから、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 植野和宏氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法令が定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。

**第3号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件  
当社の取締役の報酬等の額は、2018年8月10日開催の当社臨時株主総会において、年額200,000千円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60百万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、本制度の対象となる取締役の員数は3名となります。

#### 記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

#### 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数4,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、3回目に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人等、当社から金銭報酬を受け取るいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、3回目に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人等、当社から金銭報酬を受け取るいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人等、当社から金銭報酬を受け取るいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する。この場合、本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、

当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

× ₴

[illegible]

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区紀尾井町1-2

東京ガーデンテラス紀尾井町内

赤坂プリンスクラシックハウス ロイヤル・ルーム

TEL 03-6261-1154



交通 永田町駅（東京メトロ：半蔵門線・有楽町線・南北線9b番出口より）徒歩1分

赤坂見附駅（東京メトロ：銀座線・丸ノ内線D出口より）徒歩5分

※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。